

## 保健体育科教育(II)

花 田 大 四 郎\*

(昭和56年10月31日受理)

## Health and Physical Education (II)

Taishiro HANADA

(Received, October 31, 1981)

### I 人間の身体活動 (Physical activity) について

#### (1) 目的々身体活動と方法的身体活動

「美しいスタイル」を夢みて熱心に美容体操に励み、努力している婦人がいる。彼女は、毎日テレビ・ラジオの前で、人しれず汗を流し、それこそ涙ぐましい努力を繰り返していたとしても、もし彼女のその努力精進にもかかわらず、終に「美しいスタイル」にはならなかった、「美しいプロポーション」を実現し得なかったとすれば、どうであろうか。彼女の日毎の涙ぐましき精進も、努力も終に、水の泡、徒労であり、全くの無駄であったと云わざるを得ないのである。

あるいは又、身体の柔軟性を養う為に柔軟体操を一生懸命に励み、頑張っている人がいるとしても、彼の柔軟体操に励む努力にもかかわらず、一向に柔軟性が身につかず、柔軟にならなかったとすれば、前例同様、彼の柔軟体操を熱心に励むという努力も、終に無駄な骨折り、徒労に過ぎなかったといわざるを得ないことになるであろう。

之に対し或人が、勝利をめざして、マラソン大会に出場し、全力を尽して頑張ったとする。それこそ42kmという長い距離を唯ひたすに、汗を流し息を切らして全力で走り通した。しかし彼は終に勝てなかった。残念ながら敗北したとした場合はいかがであろうか。やはり全力を尽して走り、汗を流して頑張ったその努力は、全くの無駄な骨折り、徒労に過ぎなかったといい得るであろうか。或は又、「優勝」という栄冠を目指して、バレー又はバスケット、野球等々の大会に出場して、一生懸命に頑張った。がしかし彼は終に敗れた。優勝することができなかった、とした場合、彼のその頑張った努力も結局は徒労であった、無駄な骨折りに過ぎなかったと云わなければならないであろうか。

否そうは云えない。確かに美容体操、或は柔軟体操をする場合にあっては、いかにそれを熱心にやり、頑張ったとしても、それが美容或は柔軟性に対して効果なしとすれば、全くの無駄な骨折り、徒労に過ぎなかったといわざるを得ないが、マラソンやバレー、バスケット或は野球等、スポーツ競技と云われる運動の場合にあっては、たとえその結果が、敗北に終わったとしても、彼のそのスポーツを遂行したという努力は充分に之を認められ

---

\*長崎大学教育学部保健体育科教室

るのであって、決して無駄な骨折りとか、徒労に過ぎなかったとは云われないのである。

これは何故か。美容体操といい、マラソンといい、本人がその活動によって汗を流し、熱心に努力し、頑張ったということは、全く同様の努力であり、頑張りであったということは同様であったといえるわけであろう。それにもかかわらず、一方は全く徒労であり無駄な骨折りに過ぎなかったと云われ、一方は十分に価値ありと認められる。

それは、美容体操や柔軟体操といわれる、いわゆる体操という運動が、本来方法的運動であり、之に反し、マラソン等のスポーツといわれる運動が、目的々運動と考えられるからといえよう。則ち、美容体操という体操は、「美容」という目的、「美しいプロポーションの実現」という目的に到達する為の方法として考案された方法的運動なのである。柔軟体操も亦同様に身体の柔軟性を養うという目的があつて、その実現、それへの到達の為に考えられ創られた方法的な運動なのである。則ち、到達目的とそれへの方法とが分離して考えられているのが「体操」と呼ばれる身体的運動であるといえよう。

以上のように目的と方法が分離して考えられた場合、その方法としての身体運動の価値は、あくまでもその目的によって規制されるのである。要するに目的の達成度、目的への接近の度合いによって、方法は規制され価値付けされるということになる。すなわち、その目的が充分に実現されれば、その方法としての運動は充分の価値ありと評価されるが、半分の目的しか実現できなかったとすれば、それは半分の価値しかないことになり、もし全くその目的を実現しなかったとすれば、いかにその方法としての体操が、それ自身においては、合理的であるといつても、全く価値なしと云わざるを得ないということである。「体操」という運動は以上の例に見られるように、先ず何らかの目的が存在し、その目的の実現の為の方法として考案され創作された運動なのであるから。

之に反し、スポーツという運動は、それを行うこと自体を目的とした運動なのである。一種の遊戯活動よりの発展的運動と考えられるのである。成程スポーツは全身的身体活動であるために、結果的には「体力の向上」とか「技能の上達」、或は「社会性の向上」等々を招来する可能性は充分に持つといえよう。事実過去においては、いろいろとその結果ないし効果を利用しようとした歴史は否定することはできないのである。しかしながら、そのような可能性、効果をスポーツが持つとしても、それはあくまでもスポーツ活動の全身的身体活動という活動の結果なのであって、いかに可能性が高く、効果が多大であるからといつても、逆にその結果から活動そのものを規制することはできないというべきであろう。何故ならば、もしそのように考えるとすれば、スポーツが持つ本質としての「遊戯」則ちプレイの本質から遠ざかり、スポーツ活動それ自体を楽しむという目的々身体活動としての意味を見失つて、その結果ないしは効果の為の方法的身体活動、則ち体操と同類の活動となり終るといわなければならないわけであるから。

則ち、体操が、目的の実現度によって、その価値を評価される方法的運動であるに反しスポーツは、その活動それ自体を目的とする運動である。ということは、スポーツは、その結果の如何にかかわらず、その運動それ自体を全力にて行うことが、同時に価値と評価されるということである。体操が、充分の効果によって充分の価値を与えられ、零の効果によって零の価値を与えられるのとは全く逆に、充分の力にて行う活動それ自身が価値の対象なのであるといふべきであつて、もし充分の力を発揮せずに例え「優勝」という結果には結合しても、充分の価値は与えられないと考えるべきである。それ故に、たとえ結果

的には敗北という惨敗に終わったとしても、全力を尽してそれを行ったのであれば、充分に価値のある活動であったと考えるべきである。

此のように「体操」という運動は、あくまでも方法的身体運動である為に、その目的の実現度によって、それを行なうという活動の価値が規制されるが、スポーツという運動は、それを全力にて行なうという活動それ自身が価値の対象と考えられる目的々運動である為に、その結果の如何によって、全力的活動の価値を左右され、規制されないといえるのである。

それ故に体操を行う場合は、その目的に到達せんとして汗を流し努力を重ねたとしても、もし目的に達し得なかったとすれば、その努力も全く徒労に過ぎなかったと云わざるを得ないが、スポーツの場合は、全力でそれを行なうという活動それ自体を目的とする為に、それを全力で活動したとすれば、例えその結果が、敗北であったとしても、充分にその目的は達せられ充分な価値と考えられるというわけである。

以上のように「体操」も「スポーツ」も共に、汗を流し、一生懸命にそれを行なうという全力的な身体活動であるという点においては、等しい身体的活動ではあり得るわけであるが、その目的を置く位置の相異によって、全く異質の身体活動と考えなければならないといえよう。

## (2) 身体活動の四態

「行為というのは、外面から見れば肉体の運動であるが、単に水が流れる、石が落ちるというような物的運動とは異なっている。一種の意識を具えた目的のある運動である。我々人間も肉体を具へて居るからには、種々の物的運動もあり、又反射運動、本能的動作もなすことはある。」(西田幾太郎・善の研究)

と西田氏も言われているように、人間の行動あるいは活動には、明らかに人間の意識により自主的に行なう「行為」と、そのような自主的な意識が明瞭ではなくても、或は何等かの自己以外の力によって他律的に活動させられる「動作」とに分けて考えられるといえよう。例えば、特に学校体育において考えて見れば、いかにも外面的には児童・生徒の肉体的運動であっても、その児童・生徒が自らの意志によって、彼らの意欲によって行なっている運動である場合もあるであろうが、教師の指示・命令のままに、単なる動作としてそれを繰り返している場合もあるであろうということである。或は極端な場合は、教師よりの叱責ないし罰を回避する為に、いかにもそれを行なっているかのように繰り返している場合も充分考えられようということである。

以上のように、人間の外面的な肉体活動も、それを行なう人の動機ないしは心情によって、充分に自主的・自律的な行為としての活動であると考えられる場合と、全くその人間以外の力等によって他律的な受動的な単なる動作であるとしか考えられない場合もあるということである。このような人間の心情や動機による「自主的自律的な身体活動」「他律的受動的な身体活動」と、二通りの活動を考えるとした場合、先の「体操」「スポーツ」について述べた運動其物が持つ「目的々活動」「方法的活動」と組合わせた場合、次の四つの身体活動の区別が考えられるのであろう。

### ①自主的・自律的であって、しかも目的々活動と考えられる身体活動

「遊戯」「遊び」或は「プレイ」と云われる活動の類で、自己の意志以外からの命令とか強制等を一切受けることなく、純粋な意味において自己の意志、意欲によって、し

かも活動することそれ自体を目的とし、それ自体を愛好するが故に行う活動といえよう。子供が、自由に遊んでいる状態が正に之に当たるといえるし、大人の場合であっても純粋な意味においてのアマチュアスポーツ、則ちその活動を愛好するが故に行う場合ということができよう。他に例えば、芸術家の芸術活動等も正に此の適例ということができよう。

#### ②自主的・自律的であって、しかも方法的活動と考えられる身体活動

先の婦人の美容体操の例が正に之に当たる。自らの意志によって、「美容」という目的を明確に意識して、その実現の為に方法的運動を繰り返し努力している状態といえるのである。普通「体操」という運動は正に此の為に人為的に創作された運動であり、それを繰り返す行なうことは、正に此の活動の適例と考えられるのである。その他「スポーツ」にあってもその「練習」「稽古」という活動は、自らそれを行う場合であるとしても、当然「技能上達」という目的が他にあって、その為の方法として行う身体活動であると考えられる為に当然此の範囲に考えられるわけであって、上述のように、純粋な「スポーツ活動」そのものは当然、上の「自主的・自律的な目的活動」と考えられるのであるが、「スポーツの練習」ということになれば、此のような「自主的・自律的」ではあるが、あくまでもそれは、方法活動と考えなければならないといえよう。

此のように「体操」と「練習」「稽古」等が此の活動に属するというべきであろう。

#### ③他律的・受動的であるが、目的々活動と考えられる身体活動

「勤労」と言われる状態が正に之に当たるといえよう。終局的には、報酬等に結びついてはいても、直接的には、その活動そのものの中に十分な意義を認め、現在の活動そのものを、それなりに有意義に遂行しようと努めている状態といえよう。良く云われるような教師の「聖職観」という考え方が正に此の適例と云えるのであって、教師といえども立派に報酬・俸給によって自己の生活ないしは自己の家族の生活を支えなければならない労働者であることは当然である。その意味においては、自己の労働を賃金に換えて生活している賃金労働に従事しているわけである。しかしながらその仕事、則ち教育という自己の仕事の中にそれなりの意義を認め得て、いかにも現在の仕事そのものを有意義に遂行しようと努力している状態を指すといえよう。

他に適例と考えられるのは学校体育の中に於て、幸いにその教材に興味を持ち得ている児童・生徒の身体活動が挙げられよう。学校体育である以上その教材としての運動は児童・生徒にとっては、必修の活動として教師より課される活動なのである。それ故に大局的には、課された活動則ち、教師より与えられた他律的・受動的な活動であることは、あまりにも当然と云い得よう。しかしながら、このように他律的な活動であっても、幸いにその教材を好きだと考え得る児童にとっては、いかにも興味を持って、喜んでその活動を自ら行っているかのように活動できるであろう。このような状態を指すと考えられるというわけである。

#### ④他律的・受動的であり、しかも方法的活動と考えられる身体活動

上述の学校体育に於て、その教材に興味の持てる児童の例と反対の場合、則ち、与えられ、義務づけられておりながら、不幸にもそれに対して「好き」になれない児童の場合が、この適例と云えるのではないか。学校体育の中の教材である為に、その活動から逃避することもできない。かといって不幸にも好きになれない。嫌いであり、

やりたくはないけれども、教師の指示命令のままに活動をしなければならないのである。いわば、教師の叱責を避けるという目的の為に、止むを得ず、活動をしているかのように動作を繰り返しているに過ぎないことになる。このようにその活動の中に興味や意義を見出し得ず、その活動以外の目的の為に止むを得ず、繰り返している身体活動と考えられる場合を指すというわけである。学校教師という職業にあっても前例のように幸いに、その教育という仕事の中に意義を見出し得る場合はよいが、不幸にも、もし教育という仕事にそれなりの意義や興味を見出し得なかった場合は、完全に報酬の為、ないしは自己の生活の為にのみ教育という仕事に従事するということになり、いわば「労役」「苦役」といわれる状態になるといえよう。

以上、人間の身体活動について4種の状態に分けて考えたわけであるが、勿論此の分類は活動時の心理状態によるわけであるから、外見的に判然と区別されて見られるものではないのである。たとえば、外見上は同じような「スポーツ活動」の如く見えても、それを行っている人によっては、全く自由に自己の意志、意欲によってそれを行っている人もあれば、何日か、めぐって来るであろう大会等に備えて技能上達の為に励んでいる人もあるであろう。或は、学校の運動部の伝統を維持発展させんとして活動している人もあれば、同じく学校の運動部の名誉等という外的条件に押しつぶされながらも、猶懸命に活動している人もあるであろうということである。

或は、個人的に見ても、或時はみずからの意志によって行なう時であれば、何等かの理由で今日は、やりたくないと思っても、周囲の状況によっては、止むなく行なわざるを得ない場合もあるであろうから、唯単に外見的には明確には区別できないといえよう。このように外見的には、区別できないし、又時によっては個人的にも種々の状況が考えられるにもかかわらず猶その活動の心理的動機によって区別して見たわけである。それは体育が、「身体活動を通しての教育である」と云われる以上、先ず人間の身体活動（勿論体育の場合は主として大筋群活動といえよう）について考えなければならないわけである。しかも猶、細谷恒夫氏がその「教育の哲学」の中で述べておられるように、

「教育においては、政治と違って外見的にどうであるかということよりも、相手がどのような心情の下に、どのような動機にもとづいて行動したかということが重要なのである。」

(細谷恒夫著・教育の哲学、創文社P202)

つまり学校体育は、当然のこととして大筋群活動を主とする諸運動を、被教育者である児童・生徒に義務として課すわけである。それ故に外見的には、いかにも児童・生徒が、その課された運動をみずから行っているかのように見誤る危険性が常に存在しているといえよう。そのうえにその活動が体操・スポーツ・ダンスというように、いかにも外見的に上手であるとか、下手であるとか或は足が速いとか遅い等と、とらわれ易い運動である為に、如何にも外見的な形態のみとらわれて細谷氏が述べておられる「相手の心情とか動機」を見落す危険性も亦十分に考えなければならないと考えられるわけである。それ故に筆者は、身体的活動の心情について上述の四態に分けて考えることにしたわけである。則ち、①遊戯的活動、②練習的活動、③勤労的活動、④労役的活動、と。

## II 学校体育と社会体育

### (1) 学校体育における児童・生徒の他律性受動性について

「教育的行為も、他の行為と同じく行為する主体と働きかけられる客体とをその不可欠の要素とする。教育的行為においては、主体は教育者であり、客体は被教育者といわれる。」  
(細谷恒夫著・教育の哲学、P193)

以上のように云われるとすれば、学校体育においても働きかける主体としての教師と、働きかけられる被教育者である児童・生徒との関係において考えなければならないといえよう。特に我国の学校体育が、学校教育の中における「教科」として被教育者にとって必修と規定されたものである以上、当然その中で、教師が被教育者としての児童・生徒に或る身体活動を課すとすれば、彼等の意志如何にかかわらず、当然「行わなければならない活動」として彼等に義務づけられることになるわけである。則ち学校体育の範囲内において課される運動教材である場合は、その運動に対して被教育者である児童・生徒は、好むと好まざるにかかわらず、拒否することのできない活動として、その実行を迫られているといえるわけである。いわばこれが、学校体育の基本的性格であり本質といえよう。

このような「学校体育」の基本的性格を認め、認識するとすれば、その中において運動教材として考えられる「体操・スポーツ・ダンス」という運動も当然、彼等児童・生徒にとっては他律的・受動的な、「しなければならない運動」となって、その実行を義務づけられた活動になっているといえるのである。特にスポーツ活動に例を挙げれば、本来スポーツ活動というものは、自主・自律則ち自分の自由意志によって行う遊戯の性格を持つということは前述のところであり、又よく知られているところといえよう。又このことは、学校体育指導書にも明確に「スポーツは運動そのものを楽しみ、運動技能を競うことをねらいとする自然発生的な運動」であると充分認められているのである。このようにスポーツというものを性格づけようと、或はその本質を理解し得たとしても、一度それが、「学校体育」の中の教材として与えられたのならば、それは、既に彼等児童・生徒にとっては義務づけられた自主的運動という矛盾を引き興すものとなって、その履行を強制されることになるといえるのである。則ち、「しなければならない自主活動」、或は「遊ばなければならない遊戯」という矛盾を、といえるのである。

此点前述のように身体活動の四態を考えて見ても、その例として挙げたように、学校体育の中での児童・生徒の活動は、本質的に義務であり強制された他律的・受動的な活動なのであるから、いかに彼等が、幸いにその種目に多少の興味を覚えて喜々としてそれを行っているかの如く、外見的には観察されても、何としてもせいぜい③項の勤労的な活動と考えざるを得ない活動であり、決して本来のスポーツ、則ち①の自主的・自律的な目的々活動であるということではできないのである。まして、不幸にしてその種目に興味を持たず、嫌いであるという児童・生徒にとっては、正に教師の叱責を避ける為の外見上の動作の繰返しであるという外はないといわなければならないのである。

### (2) 社会体育における自律性について

これに対し我国においてよく使用される社会体育（前項の学校体育以外の体育と考えて置く）の場合はどうであろうか。それは第一にそれを希望する者、それを自ら行うという

意志・意欲を持った者が、自由に行なう体育活動であると考えられる。そのまま自主的・自律的な活動と考えられるのである。伊藤源一郎氏はその著(教育の原理)に

「教育するものと、されるものが互いに他者であるものと、それ自身であるものとに全体が二分される。すなわち他者教育と自己教育である。」(伊藤源一郎著・教育の原理)

というように教育を二分されて説明しておられ、ついで教育の原理について、

「オシエルは他者教育的であり、ソダテルは自己教育的である。オシエルにおいては、オシエル他者が先に立ち、ソダテルにおいては、みづからソダツ自己が先に立つ。」

というように「教育」における教(オシエル)と、育(ソダテル)ことについて考え方を述べられている。我国の教育をもってそのようなものと解釈するならば、当然我国の学校教育が前述のように教(オシエル)他者教育が立前であり、教える教師の主体性が先行するということは、あまりにも当然であり、又それが学校の社会的責任であるといえよう。ということは、同時に学校教育以外の教育は同時に「自らソダツ自己」が先に立つ自己教育的であるべきであるといえよう。

社会体育という概念をもっと広く一般社会人すなわち、学校教育を終了したもののそれとのみ解釈すれば、以上のことはあまりにも当然のことと理解されるであろうが、筆者がここで取り挙げ、問題にするのは、学校の中における児童・生徒の自由時ないしは、正課授業というか彼等被教育者にとって出席が強制されて行われる正規の授業が終了した後において行われるクラブ活動としての体育なのである。すなわち必修の教科授業として行われる体育時間以外における、児童・生徒の体育的活動、従来より我国において盛んに行われて来た「運動部」と呼ばれる活動のことである。

我国におけるいわゆる「運動部」と呼ばれている学校における児童・生徒のクラブ活動は、古くは戦前より各段階の学校において行われて来たことは衆知のことであろう。そして戦後にあってもそれは益々盛大に行われているといえよう。そのように相当永く続いて行われている彼等の活動は、言うまでもなく誰に強制されたわけでもなく、或は又何に命ぜられたわけでもない。その運動をやりたいと希望したものの集まりの筈であろう。

希望の程度はあるかも知れないが、要するにそれを「楽しみたい者」、或は「上達したい」と考えた者の集まりで、自由に行っている活動といえるであろう。反対にそれを希望しない者、行いたいと思わない者は、初めから参加を拒否していると考えられるのである。ここに「運動部」と呼ばれる活動の基本的特徴があると云い得るのである。

このような基本的特徴によって、外見的には同じように見える被教育者としての児童・生徒のスポーツ活動が、学校体育中においては拒否することの出来ない他律的・受動的な身体活動と考えられ、放課後ないしは、自由時において行われる運動部のそれが、根本的に拒否の自由の許された自律的・自主的な活動であると言い得る根拠を見出すのである。

このように運動部活動と呼ばれて来た、学校におけるクラブ活動としてのスポーツ活動はむしろ一般的に社会人(学校卒業者)にて行われる社会体育の一種であると考えられるといえるわけで、先の伊藤氏の言われる自己教育的性格を持つといえるのである。

ここにおいて注意しなければならないのは、前川峰雄氏がその著「体育科教育法」に「運動部の活動は学校の教育活動の範囲に入らないことがある。それは正規の授業時間以外において行われる場合もあり、選手養成につらなるものである。」

と説明されている点である。氏は「入らないことがある」とか「場合もあり」等と非常

に曖昧な説明をされているのであるが、此のような我国における体育指導者のまことに曖昧な考え方がむしろ、我国の学校における運動部の活動を、いかにも学校体育の一部であるかのような錯覚を生ぜしめているのではないか。なるほど指導者も多くはその学校の教師という人間であり、被指導者としての児童・生徒もその学校の児童であり生徒である。しかも猶指導・活動の場も日常的には大部分その学校の施設の中であるとすれば、いかにもその学校において行われている「学校体育」の一部であるかのように外見上は観えるのである。

しかしながら外見上はいかに観えようと、彼等被教育者としての児童・生徒の心情や動機より考えて見れば、完全に学校体育という義務的体育の範囲には入り得ない活動といえるのであって、あくまでも彼等の自由意志による、いわば社会体育の性格であると考えなければならぬといえよう。いわばたとえそれが、学校という施設の中で、その学校の児童・生徒に対するものであっても、運動部活動における指導ないし教育は、大人対子供と云う関係に立つところの社会体育の一環としての指導であり、教育であると考えられるであろうということである。

### III 児童・生徒の他律性より自律性へ

指導要領の基準性等を持ち出すまでもなく、学校体育において、正課授業として児童・生徒に身体的運動を課すとすれば、それはそのまま直ちに彼等にとっては義務づけられた活動となり、病気等の特別の場合を除き、彼等自身の心情等によって拒否したりということの出来ない活動となっているのである。前項の身体的活動の四態によって考えて見れば、他律的・受動的な活動となっているのであるといえよう。則ちいかに外見上は喜々として自ら行っている運動のように見えても、その心情・動機という点より考えれば、あくまでも③の受動的なさせられている活動でしかあり得ないと見るべきなのである。

以上のような「させられる運動」であるという性格ないし出発点を持ったまま現在の指導要領が示すような「各種の運動を適切に行わせることによって、体力の向上を図る」というように終局的な目標として教師による主体的な、児童・生徒の「体力づくり」を押しすすめるとすれば如何になるであろうか。例えば小学校の児童に於ても「体力や技能」を向上させる為に遊戯をしなければならないことになり、又「走る力」をつける為に「走競技」をしなければならないし、「跳力」を伸ばす為に跳ぶ運動をしなければならないということになるわけであって、全く教師の主体性において児童・生徒の体力づくりの為、その運動を課すということになると云えよう。

伊藤源一郎氏もその著「教育の本質原理」に次のように云っておられる。

「訓育・徳育も真にその名に値するものとなるためには、外から他の強制のみそれは到底その完全なる目的を達し得ず、教育が単なる調教に化して、人間教育、人格の概念から次第に遠ざかり、動物に対する教育類比的なものと区別し得ないものに近づく。」

則ち、人間に対する教育と、単なる動物に対する教育類比的なものである調教との相異と云い得るわけである。

学校体育が上述のように、被教育者の身体活動が受動的・他律的なそれとして出発せざるを得ないことは、当然である。しかしながら、彼等の「他から」「外から」の強制的活動が終にそれにもみ終始し、しかもそれが、他の目的に奉仕させられるのみに留るとすれば、



それは、終に伊藤氏の言われる教育類比的な働き、則ち調教に駄てしてしまうことになるといわざるを得ないであろう。動物に対する調教を、学校において教師がその児童・生徒に対して、加えているという結果にならざるを得ないというべきではないか。人間も動物の一種である以上それは不可能ではないのである。則ち教師が児童・生徒の体力を高めるため、或は技能を上達させんが為に、彼等自身の心情や意志を度外視して、或る運動を強制的に行なわせても、彼等の体力は向上する、技能は上達するといえるのである。あたかも、競走馬に対して調教師が、馬自身の内的動機（それがあつかうか不明だが）など考えなくても馬に対して或る運動を課し、それを実行すれば、立派な競走馬として成長するであろうということである。

学校において教師がその児童・生徒に対し動物の調教に類する行為をなすなどは、絶対に許してはならないといえよう。特に戦後の教育は明確に教育基本法において、「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(教育基本法第一条・教育の目的)

というように「人格の完成」と個人の完成を目標に挙げ、しかも特に戦前のように唯単たる「心身の健康」ではなくて「自主的精神に充ちた心身の健康」を言っているのである。そして此の教育基本法の主旨を受けた昭和22年に出された「学校体育指導要綱」においても、「我国が民主国家として新しく出発するに当って、最も重要なことは、国民一人一人が健全で有能な身体と、善良な公民としての社会的・道徳的性格を育成することである」と明らかに「国民一人一人が、自らの健康は自らつくることである」と、その健康増進、体力向上のあり方を述べているのである。

戦前のように「国家の為の人民」、或は「天皇の為の臣民」という国家主義、全体主義的な教育の時代であれば上述のような学校の教師による動物的な調教であっても、要は体力増強に役立つならばそれは許されたといえよう。しかし戦後の「人格の完成」を目指す学校教育の中にあつて、それは絶対に許されない行為であるといえよう。又「国民一人一人が自分の体力は自分で育成する」という学校体育の時代にあつては……。

『オシエルこととソダテルことの相互媒介統一は、「外から」「他から」と「内から」「自らから」との関係的統一に基づく。「外から」のオシエルことが「内から」のソダツことと相応し、「他から」オシエルことが「自らから」のソダツものを、オシエルことによって、ソダテルことになった時教育は機能する。』(伊藤源一郎著・教育の本質原理、P164)

要するに、元來受動的な彼等児童・生徒の身体活動より出発しなければならない学校体育であることは当然であるが、それが終にそれに終始してしまつて、直接的に彼等の体力づくりに奉仕するというのではなく、正に彼等自身のみずからそれを行うことによって教師は間接的に彼等の体力づくりに役立てるといふことである。則ち、

「すべての他者教育は自己教育へ向つて進み、そして自分自身を次第に無駄なものにならせるように努めねばならぬ」(伊藤源一郎著・教育の本質原理、P156)

学校体育の本質は、被教育者である児童・生徒の受動的・他律的な身体活動より出発して、それに終始することなく、自律的な身体活動へと引き挙げることによって、終には彼等自身の努力によってその体力の向上に役立てるといふことであるといえよう。先の身体活動の四態について見るならば、③他律的な目的々活動を、①の自律的な目的々活動へ、

④の他律的な方法活動を、②の自律的な方法的活動へ、ということである。

子どもは本来遊戯的身体活動を非常に好むといえよう。活動意欲にもえているといってもよい程である。しかしながら、それはあくまでも自由な自律的な遊戯としてのそれを好むのであって、決して他律的に、他から命ぜられ、強制されたものとしてのそれを好むわけではないのである。なるほど、学校においても休憩時間或は放課後等、彼等はそれぞれ思い思いに遊戯を楽しんでいるのである。運動場や体育館、或は中庭等において、それこそ自由に伸び伸びと、かけ廻りボール等を追い廻して興じているのである。

しかし彼等が、いかに休憩時間に遊戯に興じているからといって、教師がその遊戯と同様の遊び方を採用して、正課の授業、授業として彼等に課すとすれば、それはその時点において彼等児童・生徒にとっては、課された遊戯則ち、遊ばねばならない遊びとなって、しまっているといえるのである。スポーツ活動という本来自由であり、自律的な目的々活動である運動も全く同様であって、古くは戦前においても自由な時間（主として放課後）に当時の中学校等において自由に、スポーツ活動を行っていた。戦後にあってもそれは全く同様に、自由な時間の最も適した身体活動として、学校の中で常に行なわれているといえよう。幸いにそのスポーツ種目に興味を覚えた者達によって。

しかしそれが教師によって正課の授業、学校教育の教材として採用された瞬間に、既に自由な活動としてではなく、強制され義務づけられた活動として、彼等にその履行を強制するという、彼等児童・生徒にとっての他律的・受動的な身体活動となって与えられることになるというわけである。此の点を忘れ、見落して、いかにも外見的に同じ形のスポーツであるからといって、彼等の授業中の身体活動をもって、そのまま自主的な自律的なスポーツ活動であるかのように見誤ってはならないのである。

もしも初めから子供たちにとって、自主的・自律的な目的々活動としスポーツ活動が可能であるとするならば、もはや学校体育においてそれを「オシエル」という必要性はなくなるであろう。子供達がスポーツ活動という文化遺産に対して十分な知識を持ち、しかもそれを純粋に遊戯的に行い得るならば、学校体育においてそれを教える必要性はないといわざるを得ないであろう。ことばは子どもが発明するものではなく、オシエなければならぬものなのである。同じく文化財としての体操やスポーツ・ダンス等の諸運動も子どもが発明するものではなく、オシなければならぬものである。もしそれが教えられなければ子供達は、その文化財の歴史をその個体において繰返さなければならないといえよう。

学校体育である以上、被教育者としての児童・生徒にとっては完全なる意味における自律的・自主的身体活動はあり得ないのであって、当然それは教師によって強制された受動的・他律的な身体活動でしかあり得ない。このような関係の中に於て、本来最も純粋な意味における自律的・自主的なしかも目的々活動であるべきスポーツ・ダンスをいかに教えるか。

これについては、ドイツのカール・デューム博士と次のように言っておられるのである。

「ここに授業計画の中で肉体教育の授業が要求される時に、学校の体操教師が当面する困難を認めるのである。」(カール・デューム著・スポーツの本質とその教え)

戦後の学校体育にスポーツ的活動が、戦前の体操の教材としてではなく、スポーツ教材として採用された時において、当然博士の言われる困難は我国の学校体育教師に課されていたといえるのである。又博士は「義務スポーツは、スポーツする人に十分な選択の自由

の余地を残さないとすれば、スポーツとしてはそれ自体の中に矛盾をもつのである。」と、学校教育の中におけるスポーツ活動についてのそれ自身の矛盾について述べられているのである。

では一体いかにすればよろしいのか。これについては別論「体育科教育法」に論ずることとして、ここでは結論的にカール・デューム博士の著を引用させて載き終章としよう。

「強制があるにもかかわらず授業の際には、生徒をできるだけその授業計画に調和させるとともに、一方では選択の自由を与え、教育計画のすべてが、あたかも生徒自身の要求から生まれ、計画的な肉体教育が生徒のスポーツ目的を達成するための納得づくの予備訓練であると感じるよう彼等の努力をどう呼び起すことは、教師の自覚ある仕事に属するのである。」

猶又博士は、英国の教育原理を引用されて次のようにも述べられている。

『これに関しては、英国の教育原理「自発的に訓練しているように人を訓練せよ。」の言葉が、他のどんな言葉よりも注目される。』と。